

市民オンブズ岡崎

ホームページ

<http://www6.ocn.ne.jp/~onbokaza/> (休止中)

NO. 8 9

岡崎市竜美中 2-1-8 天野法律事務所内
「市民オンブズ岡崎」

TEL (0564) 53-7857 fax53-8038

Email m039asihara@yahoo.co.jp

郵便振替 00870-0-91440 「市民オンブズ岡崎」

発行 2015. 3. 8

今年もご支援、ご協力をお願いします。

2015年総会案内

2015年4月18日(土) 午後1時から

場所 岡崎中央図書館(りぶら) 今回は102B会議室です—入口は図書館側です)

1. 例会の開催 原則毎月第1火曜日に開催してきたが、開催日を変更する必要がある。
2. 活動報告
 - (1) 職員時間外手当返還監査請求についての経過報告
 - (2) 庁舎機械警備についての監査結果報告
 - (3) 消防本部の備品貸出し対応についての申し入れ
 - (4) 会計報告
3. 活動方針

5月例会の案内(4月は総会に変えます)

5月12日(火) PM7時00分～

図書館交流プラザ(りぶら) 102A会議室

春の野外企画(潮干狩り)

日時 2015年4月4日(土) 9時30分

集合場所 名鉄「吉良吉田」駅前

(ただし、「JR岡崎駅」から便乗を希望する人は8時30分)

費用 入場料1500円(採取したアサリ持ち帰り含む)

用意するもの 帽子、軍手、タオル、長靴、熊手やスコップ、バケツ、飲用水

お弁当(潮干狩りの後、コンビニに寄りますので、コンビニ弁当もOK)

場所 吉良海岸のどこか

お話 伴さんから三河湾の現状をうかがいます。

申込は 080-3643-5224(渡邊まで連絡してください。)

連絡にはお名前、人数、自家用車または(さん便乗)等
移動手段のない方は渡邊がJR岡崎まで送迎します。

職員時間外手当返還監査結果で市長に質問状

市民オンブズ岡崎が監査請求した職員時間外手当返還監査請求について、監査委員が言うように、勤務命令が虚偽でない単純なミスだとすると、一部の命令は、公文書虚偽記載、および変造にあたり、刑法上の犯罪になります。市長はこれを知って職員を放置して良いのですか？また、公開した文書を年度が替わってから改ざん(修正)することは文書管理上問題はないですか？など3点について質問しています。回答を3月31日までに求めました。

会費、カンパのお願い

このニュースは会員だけでなく、いままで会が主催した催しに参加された方、会の活動に協力頂いた方にも郵送させていただいています。強制するものではありません。財政的基盤がもろい団体です。少しでも協力いただける方は会費やカンパをお願いします。

銀行振込の場合は「ゆうちょ銀行 〇八九店 当座 0091440」で振り込めるようになりました(郵便貯金からは手数料無料のようです)。こちらでも結構です。

職員の公文書虚偽記載について、岡崎市長への質問状

平成26年12月11日付で、岡崎市監査委員が下した監査結果について検討したところ、職員の行為は、刑法第156条に抵触することが判明した。刑法第156条は以下の通りである。

(第156条)

公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別して、前2条の例による。

(第155条)

1. 行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、1年以上10年以下の懲役に処する。
2. 公務所又は公務員が押印し又は署名した文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。
3. 前2項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書若しくは図画を変造した者は、3年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。）

森本主査の4月11日時間外命令された業務は「水質検査、水質事務」であり、実際の業務が「施錠後の安全チェック」だとすれば虚偽記載であり、それを承知で記載を認め、後に訂正した上司も文書変造にあたる。大口主査の7月22日も同様「水質検査、水質事務」であり、際の業務が「施錠後の安全チェック」だとすれば虚偽記載であり、それを承知で記載を認め、後に訂正した上司も文書変造にあたる。8月12日は8月9日の間違いでイベントの準備ということが述べられているが、これも虚偽記載にあたる。

三浦主任主査の6月17日時間外命令された業務は「庶務、大気調査事務」であり、実際の業務が「施錠後の安全チェック」だとすれば虚偽記載であり、10月23日は「騒音調査事務」としており、実際の業務が「施錠後の安全チェック」だとすれば同様に虚偽記載であり、それらを承知で記載を認め、後に訂正した上司も文書変造にあたる。8月9日時間外命令された業務は「大気調査事務、庶務」であり、実際の業務がイベントの準備との記述があるが、これも虚偽記載にあたる。（なお、命令簿は班長が記入するといっていたはずだが、三浦主任主査は日にちを間違わずに記述しているのに、大口主査は8月12日と記載されていたことは不自然であろうことも指摘しておく。）11月6日、11月29日はそれぞれ、記載漏れなので12月16日、12月17日で処理したというが、これも虚偽記載にあたる。2月17日については、2月5日分が当初の勤務時間帯を超えていたための追記とあるが、監査委員も述べているように、「時間外勤務手当支給等に係る取扱指針について」では「指定した時間を超えて自発的に勤務した時間は、自己の周辺整理

を行ったものとし、時間外勤務の対象として取り扱わない。」となっているところ、その分を追記したというからには、本来返納すべきだが、上司の文書変造にあたる。また、3月27日分は2月24日分を追記したと述べているとおり、虚偽記載であり、それを承知で記載を認め、後に訂正した上司も文書変造にあたる。

これらについて、市長はなんら職員の懲戒処分をしないのか。

さらに、市民への公文書開示後、それも年度を越えて保存文書になっている文書を、監査委員からの事情聴取後、担当部署が独善的に文書改ざん（訂正と称しているようだが）する行為（訂正後の文書開示において、総合検査センター職員から聴取）はどのように考えているのか。

文書管理規定および公文書情報公開との整合性について、どう考えているのか。

つじつまが合わない勤務命令分を証明できる書類がないとして返納するならまだしも、虚偽記載を許し、年度を超えて保存された文書を一担当部局が簡単に訂正できる行政システムについて、市長はどう考えているのか。